

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：小田原市下水道事業特別会計

事業名	公共下水道		
事業開始年月日	昭和41年9月1日	地方公営企業法の適用・非適用	<input type="checkbox"/> 適用 <input checked="" type="checkbox"/> 非適用
団体名	小田原市	職員数 (H22. 4. 1現在)	42人
構成団体名			
健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上 <input type="checkbox"/> 経営健全化基準以上 計画期間：		

注1 「特別会計名」欄には、「実施要綱」の2において、補償金免除繰上償還の対象とされた公営企業債のうち、繰上償還を希望する公営企業債に係る事業の属する特別会計の名称を記入すること。

2 「事業開始年月日」欄は、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「事業開始年月日」又は「供用開始年月日」（工業用下水道事業にあつては「供給開始（予定）年月日」）を記入すること。なお、一の特別会計において複数の事業を行っている場合には、当該年月日が最も早い（古い）ものに係る年月日を記入すること。

3 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

4 「職員数」欄には、平成22年4月1日における常時雇用職員数について記入すること。なお、当該職員数については、「地方公営企業決算状況調査」における「施設及び業務概況に関する調」中の「職員数」の範囲と同一（ただし、集計時点・集計単位は異なる。）のものであること。また、複数事業にまたがって勤務している職員がいる場合は、当該職員の所掌事務、給与の負担状況等により区分して記入すること。

5 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率又は当該公営企業の資金不足比率が財政再生基準、早期健全化基準又は経営健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画、財政健全化計画又は経営健全化計画の計画期間を併せて記入すること（複数の項目に該当する場合は、該当する項目全てをチェックし、策定している全ての計画の計画期間を記入すること。）。

2 財政指標等

資本費	171円（H20年度）	財政力指数	1.043（H22年度）
資金不足比率（健全化法）（％）	（年度）	財政力指数（臨財債振替前）	0.962（H22年度）
経常収支比率（％）	90.6（H20年度）	実質公債費比率（％）	12.6（H21年度）
		将来負担比率（％）	90.2（H20年度）

注1 資本費については、平成20年度又は平成21年度の数値を記入することとし、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担比率については、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記入すること。

この場合、財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入することとし、これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率及び将来負担率については、その構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担率については、各構成団体の将来負担率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査等における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 「資金不足比率（健全化法）」欄には、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条の規定に基づいて算出した率が経営健全化基準以上である場合に、当該率を記入すること。

5 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容
<input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容
<input checked="" type="checkbox"/> 該当なし

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示であったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にレを付けた上で、市町村合併に伴い実施（予定）の公営企業会計の統合、組織の統合その他公営企業の経営の合理化施策の内容を記入すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	小田原市下水道事業経営健全化計画
計画期間	平成22年度～平成26年度
計画策定責任者	小田原市長 加藤憲一
既存計画との関係	
公表の方法等	市ホームページ及び広報誌への掲載
基本方針	小田原市集中改革プラン（平成17年度～21年度）に基づき下水道事業の健全経営の観点から具体的計画目標を定めた当初計画を踏襲して延長計画を策定する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：千円）

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧簡保：年利6.5%以上 6%未満	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	1,568,162.9	1,556,696.3	1,807,882.8	4,932,741.9
	補償金免除額	354,165.2	347,603.3	525,460.8	1,227,229.2
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額		1,040,899.2		1,040,899.2

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所にて予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること（なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。）。

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業債	1,560,044.9	1,380,565.1	1,724,727.8	4,665,337.8
	流域下水道事業債	8,118.0	176,131.2	83,155.0	267,404.1
合 計 (A)		1,568,162.9	1,556,696.3	1,807,882.8	4,632,741.9
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)		1,568,162.9	1,556,696.3	1,807,882.8	4,932,741.9

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債					
合 計 (A)					
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【旧公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
公営企業債	公共下水道事業債		1,008,197.6		1,008,197.6
	流域下水道事業債		32,701.6		32,701.6
合 計 (A)			1,040,899.2		1,040,899.2
※上記のうち (再掲) 一般会計負担分					
	合 計 (B)				
公営企業で負担するもの (A)-(B)			1,040,899.2		1,040,899.2

注1 地方公共団体が経営する当該事業に要する経費の財源として起債した公営企業債の平成22年度末以降における年利5%以上の地方債現在高について、旧資金運用部、旧簡易生命保険資金、旧公営企業金融公庫資金の別、年利別に記入すること。

2 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

3 本表に記入する公営企業債には、当該地方公共団体の一般会計が管理するもの（一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等）も含むが、その場合には、「※上記のうち一般会計負担分」に再掲すること。

4 「※上記のうち一般会計負担分」には、上記注3のとおり、公営企業債のうち一般会計において残債の管理をしているものについて再掲するものであり、公営企業会計が管理する残債に係る元利償還に対する一般会計繰出金を記入するものではない。

II 財務状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>小田原市の下水道事業は、整備に伴う起債額の増高などを要因として、一般会計から多額の繰入れを受けている。</p> <p>本市の公債費負担は、平成20年度にピークを迎え、その後漸減するものの、下水道会計に占める公債費負担が50%前後で推移する状況が続いている。また、維持管理費においても管渠の延伸期にありその削減は極めて難しい状況にある。したがって、公債費と維持管理費を主体とする固定費の高止まり傾向が当分の間続く状況である。</p> <p>料金収入の約26%は、多量排出事業者(上位5社)が占めており、料金の改定は、多量排出事業者の節水の徹底などが予想されるため、料金改定率どおりに料金収入が伸びない状況にある。</p>
経営課題	<p>課題 ① 料金の適正化</p> <p>小田原市の下水道使用料は、昭和41年から徴収しており、当初は水道料金比例制を採り、水道料金の40%を下水道料金として徴収していた。その後、昭和59年度に累進使用料制を採用し、概ね3年毎に料金改定を行い現在に至っている。</p> <p>料金算定は、雨水公費、汚水私費の原則に基づき、維持管理費及び資本費のいわゆる使用料対象経費の全額を賄うよう考えているが、使用者の過度の負担を避ける配慮から段階的に引き上げを実施している。</p> <p>現在の水準は、平成17年10月1日の改定によるもので、基本料金(20m³/2月)1,640円であるが、平成22年10月1日からの改定により基本料金は(20m³/2月)1,811円となる。</p> <p>課題 ② 資本投下の抑制</p> <p>市街化区域における下水道整備の面積普及率の向上は至上課題であり、今後も資本投下が必要な状況であるが、起債額と公債費、公課費のバランスを保ちながら、適切な事業投資額の設定を行う。</p> <p>課題 ③ 適正な人員管理</p> <p>小田原市集中改革プランでは、平成17年4月1日の総職員数1,961人を平成22年4月1日には1,831人(△130人、△6.6%)にすることを目標としており、平成22年4月1日時点までに130人(削減率6.6%)の削減を達成した。下水道事業においては、平成17年の職員数49人から、平成22年には42人と7人の減(△14.3%)を達成した。</p>
留意事項	<p>平成18年3月に、小田原市集中改革プラン(平成17年度から平成21年度までの5年間)が策定され、事務・事業の見直し(再編、統廃合、合理化)、指定管理者制度の活用も含めた民間委託・民営化の推進、定員管理の適正化、給与・手当の適正化、第三セクターの見直し、地方公営企業の経営健全化(市立病院・水道)、その他の経費節減等の基本方針が示された。</p>

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記入すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記入する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の経営状況の見通し (②法非適用企業)

(1) 収益的収支、資本的収支

(単位:百万円,%)

区 分		年 度	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収益的 収 入	1 総 収 益 (A)		5,354	5,296	6,357	5,817	5,690	5,760	5,957	5,889	5,822	6,057
	(1) 営 業 収 益 (B)		4,047	4,131	4,363	4,081	4,024	4,090	4,291	4,226	4,162	4,400
	ア 料 金 収 入		3,330	3,398	3,608	3,317	3,242	3,300	3,493	3,420	3,348	3,578
	イ 受 託 工 事 収 益 (C)											
	ウ そ の 他		717	733	755	763	782	790	798	806	814	822
	(2) 営 業 外 収 益		1,307	1,165	1,994	1,736	1,666	1,670	1,666	1,663	1,660	1,657
	ア 他 会 計 繰 入 金		1,270	1,129	1,958	1,700	1,630	1,637	1,634	1,631	1,628	1,625
	イ そ の 他		37	36	36	37	36	33	32	32	32	32
	2 総 費 用 (D)		4,051	3,959	3,959	3,719	3,601	3,424	3,367	3,314	3,257	3,197
	(1) 営 業 費 用		1,676	1,691	1,785	1,651	1,663	1,662	1,661	1,660	1,659	1,658
ア 職 員 給 与 費		327	248	298	226	271	268	265	262	259	256	
ウ ち 退 職 手 当		82	26	84	25	85	85	85	85	85	85	
イ そ の 他		1,349	1,443	1,487	1,425	1,392	1,394	1,396	1,398	1,400	1,402	
(2) 営 業 外 費 用		2,375	2,268	2,174	2,068	1,938	1,762	1,706	1,654	1,598	1,539	
ア 支 払 利 息		1,864	1,789	1,718	1,596	1,506	1,438	1,391	1,348	1,302	1,252	
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息		378	364	348	326	308	293	284	275	265	256	
イ そ の 他		134	114	108	146	124	31	31	31	31	31	
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		1,302	1,337	2,398	2,098	2,088	2,335	2,590	2,575	2,575	2,565	2,860
資本的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)		3,718	4,043	3,453	3,972	2,856	4,933	5,544	4,509	2,936	2,931
	(1) 地 方 債		1,868	1,882	2,118	2,756	1,802	3,707	4,325	3,295	1,727	1,727
	ウ ち 資 本 費 平 準 化 債		400	340				21	21	21	21	21
	(2) 他 会 計 補 助 金		1,073	1,299	587	497	358	323	318	313	308	303
	(3) 他 会 計 借 入 金											
	(4) 固 定 資 産 売 却 代 金											
	(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		627	794	649	646	614	821	820	820	820	820
	(6) 工 事 負 担 金		40	38	54	48	38	33	33	33	33	33
	(7) そ の 他		110	31	44	26	44	27	27	27	27	27
	2 資 本 的 支 出 (G)		4,984	5,426	5,711	6,217	4,967	6,574	7,307	6,323	4,867	4,980
(1) 建 設 改 良 費		2,321	2,661	2,231	2,048	1,860	1,590	1,491	1,491	1,491	1,491	
ウ ち 職 員 給 与 費		178	168	174	172	163	178	178	177	176	175	
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		2,654	2,758	3,470	4,153	3,104	4,978	5,810	4,826	3,370	3,483	
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金												
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金												
(5) そ の 他		8	7	11	16	2	6	6	6	6	6	
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		△ 1,266	△ 1,384	△ 2,259	△ 2,245	△ 2,111	△ 1,642	△ 1,763	△ 1,814	△ 1,931	△ 2,049	

(単位:百万円,%)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)	36	△ 46	140	△ 147	△ 23	694	827	761	634	811
積 立 金 (K)										
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)	176	212	166	306	159	177	177	177	177	177
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)										
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)	212	166	306	159	136	870	1,004	938	811	988
翌 年 度 へ 繰 り 越 す べ き 財 源 (O)	32	2	0	6	11	0	0	0	0	0
実 質 収 支 黒 字 (P)	181	164	306	153	125	870	1,004	938	811	988
(N)-(O) 赤 字 (Q)										
赤 字 比 率 ($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)										
収 益 的 収 支 比 率 ($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	80	79	86	74	85	69	65	72	88	91
地 方 財 政 法 施 行 令 第 20 条 第 1 項 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (R)										
営 業 収 益 - 受 託 工 事 収 益 (B)-(C) (S)	4,047	4,131	4,363	4,081	4,024	4,090	4,291	4,226	4,162	4,400
地 方 財 政 法 に よ る 資 金 不 足 の 比 率 ((R)/(S) × 100)										
健 全 化 法 施 行 令 第 16 条 に よ り 算 定 し た 資 金 の 不 足 額 (T)										
健 全 化 法 施 行 規 則 第 6 条 に 規 定 す る 解 消 可 能 資 金 不 足 額 (U)										
健 全 化 法 施 行 令 第 17 条 に よ り 算 定 し た 事 業 の 規 模 (V)										
健 全 化 法 第 22 条 に よ り 算 定 し た 資 金 不 足 比 率 ((T)/(V) × 100)										
他 会 計 借 入 金 残 高 (W)										
企 業 債 現 在 高 (X)	59,541	58,665	57,314	55,917	54,615	53,364	51,899	50,389	48,767	47,032

(2) 他会計繰入金

(単位:百万円)

区 分	年 度									
	平成17年度 (計画前5年度) (決 算)	平成18年度 (計画前4年度) (決 算)	平成19年度 (計画前3年度) (決 算)	平成20年度 (計画前々年度) (決 算)	平成21年度 (計画前年度) (決 算 見 込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
収 益 的 収 支 分	1,987	1,861	2,713	2,463	2,412	2,427	2,432	2,437	2,442	2,447
うち基準内繰入金	877	877	2,459	2,361	2,409	2,425	2,430	2,435	2,440	2,445
うち基準外繰入金	1,110	985	254	103	2	2	2	2	2	2
資 本 的 収 支 分	1,073	1,299	587	497	358	323	318	313	308	303
うち基準内繰入金	407	358	311	281	299	269	265	261	257	253
うち基準外繰入金	665	940	277	215	60	54	53	52	51	50
合 計	3,060	3,160	3,300	2,960	2,770	2,750	2,750	2,750	2,750	2,750

(3) 経営指標等

(単位:%)

	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
地方財政法による資金不足の比率 (%) (再掲)											
料金回収率※ (%)	64.2	64.2	90.3	86.0	83.7	90.9	90.0	89.0	88.0	100.0	
資本費 (円)	143	152	161	171	175	142	146	150	154	159	
総収支比率(法適用) (%)											
経常収支比率(法適用) (%)											
営業収支比率(法適用) (%)											
累積欠損金比率(法適用) (%) (再掲)											
収益的収支比率(法非適用) (%) (再掲)	79.8	78.8	85.6	73.9	84.8	68.5	64.9	72.3	87.9	90.7	
繰入金比率	収益的収入分 (%)	37.1	35.1	42.7	42.3	42.4	42.1	40.8	41.4	41.9	40.4
	うち基準内繰入金 (%)	16.4	16.6	38.7	40.6	42.3	42.1	40.8	41.3	41.9	40.4
	うち基準外繰入金 (%)	20.7	18.6	4.0	1.8	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	資本的収入分 (%)	28.9	32.1	17.0	12.5	12.5	6.6	5.7	6.9	10.5	10.3
	うち基準内繰入金 (%)	11.0	8.9	9.0	7.1	10.5	5.5	4.8	5.8	8.7	8.6
	うち基準外繰入金 (%)	17.9	23.3	8.0	5.4	2.1	1.1	1.0	1.2	1.7	1.7

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 地方財政法による資金不足の比率 (%)

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(2) 総収支比率 (%) = 総収益 / 総費用 × 100

(3) 経常収支比率 (%) = 経常収益 / 経常費用 × 100

(4) 営業収支比率 (%) = (営業収益－受託工事収益) / (営業費用－受託工事費用) × 100 (病院事業にあつては「営業収支比率」を「医業収支比率」と読み替えること。)

(5) 累積欠損金比率 (%) = 累積欠損金 / (営業収益－受託工事収益) × 100

(6) 収益的収支比率 (%) = 総収益 / (総費用＋地方債償還金) × 100

(7) 繰入金比率 (%) = 収益的収入に属する他会計繰入金 (又は資本的収入に属する他会計繰入金) / 収益的収入 (又は資本的収入) × 100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業 (簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業 (下水道事業にあつては使用料回収率) について記入すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率 (%) = 供給単価※1 / 給水原価※2 × 100

※1 供給単価 (円 / m³) = 給水収益 / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

※2 給水原価 (円 / m³) = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金 (水道事業のみ))) / 年間総有収水量 (工業用水道事業にあつては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合 = (経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金) / 年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合 = (総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金) / 年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率 (%) = 使用料収入※ / 汚水処理費※ × 100

※ 各年度の「使用料収入」及び「汚水処理費」については、「地方公営企業決算状況調査」で報告された (又は報告すべき) 数値により算出した、特別会計単位の率を記入すること。当該率は「V 繰上償還に伴う経営改革促進効果」の「2 年度別目標等」の「(4) 下水道事業」に記入される「使用料回収率」と一致するものであるため、留意すること。

3 上記指標のうち「資本費」は、要綱別表2に基づいて算出すること。

4 上記指標のうち (再掲) と記してあるものは、「(1) 収益的収支、資本的収支」において記入したものの再掲の意であり、当該表中から各年度に係る数値を転記すること。

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<p>現在の水準は、平成17年10月1日の改定(基本料金(20㎡/2月)1,640円)によるものであるが、老朽管の維持管理費の増加等の影響を受け、平成22年10月1日に平均改定率を11.98%とした使用料改定を行った。(基本料金(20㎡/2月)1,811円)</p> <p>この改定では、平成23年度から平成25年度までの使用料回収率(計画)89%(改定前79.5%から9.5ポイント増)を確保する計画で、この期間の資本費回収率は79.4%と見込んだ。今後の料金収入については、下水道整備、下水道接続率の向上が進むものの、近年の節水指向の高まりなどから前年比△2.1%で推移すると見込む。また、平成26年度に料金改定を予定しており、料金改定による収入の増額分は、改定前の平成25年度と比較して3億円増を見込む。</p>
2 他会計繰入金の見込み	<p>本市の一般会計はかなり厳しい状況に置かれており、繰入金についても赤字補填的な要素の基準外繰出金が圧縮され、増額は見込めないと予想されるため平成22年度予算ベースで推移すると見込む。</p>
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	なし

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

① 料金設定の考え方、料金収入の見込み

現在の料金設定の考え方（設定方法等）や、料金水準に対する考え方（類似団体等との比較）、今後の料金収入の見込みとその根拠（有収水量や利用者数の推移等）等について記入すること。

② 他会計繰入金の見込み

他会計からの負担金、補助金、出資等の対象、規模、推移等について、どのように条件設定したのか分かるよう記入すること。

③ 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み

大規模な建設改良事業の実施予定の有無、事業費規模や実施時期及びその際の財源等、また、資産の売却時期や額等について、内容がわかるように記入すること。

④ その他収支見通し策定に当たって前提としたもの

収支見通し策定に当たって設定した料金設定、他会計繰入金、大規模投資・資産売却以外の前提条件を設定している場合には、その内容を具体的に記入すること。

2 病院事業にあつては、「料金設定の考え方」については記入不要であること（「料金収入の見込み」については要記入のこと）。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 経常経費の見直し		
○ 定員管理	③	平成8年度の第1次から平成17年度までの3次の職員数適正化計画を策定し、職員数の適正化に努めてきた。さらに、第4次職員数適正化計画及び集中改革プランに沿って、平成17年4月1日現在の職員数(医療職を除く。)に対して、平成22年4月1日時点までに130人(削減率6.6%)の削減を達成した。下水道事業においては、平成17年の職員数49人から、平成22年には42人と7人の減(△14.3%)を達成した。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	③	給与構造の見直し 平成18年4月に実施済み 地域手当支給率 H18. 4～ 8%、H21. 4～ 7%(国公 3%) 地域手当については、平成21年4月1日より7%(本市は3%支給地)としているが、他市の状況も踏まえ今後見直しを進める。 平成18年度に高齢層職員の55歳(医師にあつては60歳、技能労務職にあつては57歳)昇給抑制を導入した。
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	③	国における事務職(行1)の給料表を参考にしていた技能労務職給料表を国における同職種(行2)の給料表を参考にするよう、平成18年度に改正した。 また、技能労務職員等の給与等の見直しに向けた取組方針についても、平成19年度に公表した。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	③	退職時特昇を廃止(平成16年度実施)
◇ 福利厚生事業のあり方		当該特別会計では、互助会等への福利厚生事業の事業主負担はしていない。健康保険組合である神奈川県市町村職員共済組合の保険料率は、事業主たる市と職員との負担割合が50:50となっている。
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	②	処理場に流入する不明水の削減対策を平成17年度から実施している。誤接続の調査、不明水流入エリアの洗い出しのため、流量調査、管渠のTVカメラ調査を実施し、更生工事の実施、人孔蓋の付け替えなどを実施している。 また、市役所全体のIT技術と並行し、下水道事業のシステム化を検討導入し、事務処理の効率化を図り、経費節減を図るほか、全庁的な環境監査の実施により、電気、紙、ガソリンなどの経費節減を図っている。 経費節減の具体的な施策として、流量計測定業務の効率化に取り組んでおり、流域下水道の流入点12箇所で開催している流量測定業務について、順次、携帯無線を使用した方法に切り替えている。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用		

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	Ⅱの課題番号	具 体 的 内 容
2 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保	①	<p>料金算定は、雨水公費、汚水私費の原則に基づき、維持管理費及び資本費（分流式下水道に関する経費を除く）のいわゆる使用料対象経費の全額を賄うよう考えており、使用者への過度の負担を避ける配慮から段階的に引き上げを実施している。現在の水準は平成17年10月1日の改定によるもので基本料金（20㎡／2月）1,640円、平均改定率9.59%だが、平成22年10月1日からの改定により基本料金は（20㎡／2月）1,811円、平均改定率11.98%となる値上げを実施する。今後も下水道運営審議会の答申を受け、概ね3年毎に使用料改定を実施する。</p> <p>なお、今後の料金収入については、下水道整備、下水道接続率の向上が進むものの、料金改定による改善効果額を除くと、近年の節水指向の高まりなどから前年比△2.1%で推移すると見込んでいる。</p>
○ 料金水準が著しく低い団体にあつては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組		
3 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入	③	小田原市集中改革プランにより、定員管理の状況、給与情報等公開を行っている。
○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開	③	小田原市集中改革プランにより、定員管理の状況、給与情報等公開を行っている。
○ 行政評価の導入	③	総合計画や予算編成により連動させた事務事業評価体制の構築・推進、など
4 その他	①	平成18年度から平成19年度にかけて、経済的インセンティブによる水洗化促進策を実施した。

注1 上記区分に応じ、「Ⅱ 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策かが明らかとなるよう、Ⅱに付した課題番号を「Ⅱの課題番号」欄に記入すること。

2 今後行う経営改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている公営企業については、更なる経営改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する公営企業については、計画前5年間に取り組んできた経営改革に関する施策についても記入すること。

3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「Ⅴ 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減等）については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。

4 繰越欠損金や不良債務、資金不足額等がない場合等、事業の経営状態が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態の場合であっても、事業経営を良好な状態に維持するため又は更なる経営効率化のために講じることとしている費用削減施策・収入確保施策等があれば、当該施策を記入すること。

5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 経常経費の見直し	小田原市集中改革プランでは、平成17年4月1日の総職員数1,961人を平成22年4月1日には1,831人(△130人、△6.6%)にすることを目標としており、下水道事業においては、平成17年の職員数49人から、平成22年には42人と7人の減(△14.3%)を達成し、今後も事業規模に合わせた適正な人員配置を行っていく。(課題③)
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	料金算定は、雨水公費、汚水私費の原則に基づき、維持管理費及び資本費のいわゆる使用料対象経費の全額を賄うよう考えており、使用者の過度の負担を避ける配慮から段階的に引き上げを実施している。現在の水準は平成17年10月1日の改定によるものだが、平成22年10月1日の改定により基本料金(20㎡/2月)1,811円、平均改定率11.98%の値上げを実施した。今後も下水道運営審議会の答申を受け、概ね3年毎に使用料改定を実施する。(課題①)
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	下水道使用料の適正な見直しなどにより、一般会計から基準外繰出金の解消を図り経営基盤の強化を図る。(課題①)
4 その他	平成18年度から平成19年度にかけて経済的インセンティブによる水洗化促進策を実施することにより水洗化率向上を図り、平成18年度末の水洗化率は88.4%であったが、平成21年度末には91%に達した。(課題①)

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)(以下、「財政健全化法」という。)に規定する「財政健全化計画」、「財政再生計画」又は「経営健全化計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公営企業経営健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は健全化法に基づく計画に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果（つづき）

2 年度別目標等

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】

区分	課題	目標又は実績	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	当初計画合計	平成24年度	平成25年度	平成26年度	延長計画合計	
			(当初計画前年度)	(当初計画初年度)	(当初計画第2年度)	(当初計画第3年度) (延長計画前年度)	(当初計画第4年度) (延長計画初年度)	(当初計画第5年度) (延長計画2年度)		(延長計画3年度)	(延長計画4年度)	(延長計画5年度)		
収入の確保	①	処理区域内人口(人)	155,800	165,000	174,500	184,000	193,500	203,000		165,000	167,000	169,000		
		A 増減		9,200	9,500	9,500	9,500	9,500	9,500	47,200	△ 38,000	2,000	2,000	
		水洗便所設置済人口(人)	137,800	148,910	158,250	167,680	177,180	186,760		149,000	151,000	153,000		
		B 増減		11,110	9,340	9,430	9,500	9,580	9,580	48,960	△ 37,760	2,000	2,000	
	②	水洗化率(%)	88.4	90.2	90.7	91.1	91.6	92.0		90.3	90.4	90.5		
		C 増減		1.8	0.4	0.4	0.4	0.4	0.4	3.6	△ 1.7	0.1	0.1	
		有収水量(m ³)	22,063,871	22,284,509	22,507,354	22,732,427	22,959,751	23,189,348		20,418,352	20,197,985	19,918,483		
		D 増減		220,638	222,845	225,073	227,324	229,597	229,597	1,125,477	△ 2,770,996	△ 220,367	△ 279,502	
	③	使用料単価(円/m ³) (使用料収入/有収水量)	154.0	149.0	148.4	156.6	156.0	155.4		167.5	165.8	179.6		
		E 増減		△ 5.0	△ 0.6	8.2	△ 0.6	△ 0.6	△ 0.6	1.4	12.1	△ 1.7	13.9	
		料金改定率(%) (料金改定実施年度に記入)				9.59							10.00	
		F 増減					0			0	0	0	0	
	④	③ 収納率(%)	96.49	96.50	96.50	96.50	96.50	96.50		98.18	98.18	98.18		
		G 増減		0.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.01	1.68	0.00	0.00	
		④ その他()												
		H 増減								0	0	0	0	
経営の効率化	⑤	管理運営費(千円)	6,716,941	6,884,864	7,056,985	7,233,409	7,414,244	7,599,600		7,221,402	7,401,937	7,586,985		
		I 増減		167,923	172,121	176,424	180,835	185,356	185,356	882,659	△ 378,198	180,535	185,048	
	⑤	処理区域内人口1人当たりの管理運営費(千円) (I/A)	43	42	40	39	38	37		44	44	45		
		J 増減		-1	-1	-1	-1	-1	-1	-6	6	-1	1	
	⑤	汚水処理原価(円/m ³) (汚水処理経費/有収水量)	239.9	173.6	174.4	175.3	176.2	177.1		188.2	188.4	179.6		
		K 増減		△ 66.3	0.8	0.9	0.9	0.9	0.9	△ 62.8	△ 12.3	13.1	15.7	
	⑤	汚水処理原価(維持管理費)(円/m ³) (汚水処理経費(維持管理費)/有収水量)	71.9	72.3	72.7	73.0	73.4	73.7		79.5	80.0	79.7		
L 増減			0.4	0.4	0.3	0.4	0.3	0.3	1.8	5.8	0.5	△ 0.3		
⑥	⑥ その他()													
	M 増減													
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	収入の確保	使用料 回収率(%) (E/K×100)	64.2	85.9	85.1	89.4	88.6	87.8		89.0	88.0	100.0		
		累積欠損金比率(%) (実績値)												
		延長計画の目標値												
		企業債現在高(百万円) (実績値)	58,665	57,785	56,918	56,064	55,223	54,395						
		延長計画の目標値	57,314	55,917	54,615	55,223	54,395		50,389	48,767	47,032			
当 初 計 画 に 計 上 し た 施 策 に 係 る 改 善 効 果 額	収入の確保	改善効果額	3,398	3,321	3,341	3,561	3,582	3,603						
		①有収水量の増加		33	66	300	334	334	1,067					
		②使用料の適正化		33	66	100	134	134	467					
		③収納率の向上				200	200	200	600					
	④その他()							0						
	経営の効率化	改善効果額												
		管理運営費	6,717	6,885	7,057	7,233	7,414	7,600						
		うち職員給与と費中の退職手当を除いたもの	390	462	460	458	456	454						
		改善効果額		0	2	4	6	8	20					
		⑤職員給与と費の適正化							0					
維持管理費(上記以外)の適正化				2	4	6	8	20						
⑥その他()														
改善効果額														
当初計画改善効果額 合計									1,087					
<参考>当初計画補償金免除額(旧資金運用部資金)														

(4) 下水道事業【延長計画策定団体】(つづき)

延長計画に計上した施策に係る改善効果額	収入の確保	使用料収入									3,420	3,348	3,578			
		改善効果額												300	300	
		①有収水量の増加														
		②使用料の適正化													300	300
	③収納率の向上															
	その他④()															
	改善効果額															
	経営の効率化	管理運営費										7,221	7,402	7,587		
		うち職員給与費中の退職手当を除いたもの										354	350	346		
		改善効果額														
⑤職員給与費の適正化																
維持管理費(上記以外)の適正化()																
その他⑥(流量計測定業務の効率化)																
改善効果額										10	10	10	30	30		

注1 計画前年度において使用料単価150円/㎡(20㎡当たり3,000円)未満(処理原価が150円/㎡未満の場合は処理原価未満)の事業にあっては、下記に使用料適正化の考え方を記入し、当該適正化による増収額を②に記入すること。

- 「収入の確保」その他④の例:未利用地の売却、資産の有効利用(用地等の貸付)、再生水の販売収入など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「経営の効率化」その他⑥の例:建設コストの縮減(上下水共同施工の実施、工法の見直し・技術開発の促進など。建設改良費の抑制は除く。)、電気・機械設備等の計画的修繕による長寿命化など(記入単位は百万円とするが、会計規模により千円単位でも可とする。)
- 「延長計画に計上した施策に係る改善効果額」欄には、「当初計画に計上した施策に係る改善効果額」を含めないこと。
- 「目標又は実績」の各数値を記入する場合は、以下を参考にされたい。

【平成21年度地方公営企業決算状況調査】

- ・処理区域内人口 …………… 10表01行11列
- ・水洗便所設置済人口 …………… 10表01行12列
- ・有収水量 …………… 10表01行52列
- ・管理運営費 …………… 32表02行05列
- ・汚水処理原価 …………… (32表02行06列) / (有収水量)
- ・汚水処理原価(維持管理費) …… (32表01行44列) / (有収水量)
- ・使用料収入
 法適用事業 = 20表01行03列
 法非適用事業 = 26表01行03列
- ・うち職員給与費中の退職手当を除いたもの
 法適用事業 = (21表01行06列) + (23表01行18列) - (21表01行44列)
 法非適用事業 = (26表01行14列) + (26表01行35列) - (26表02行14列)

6 「普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に算入する額 C」欄については、当該会計における経営改革の改善効果額が当該会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること(ただし、加算できる改善効果額は、普通会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る場合に限る。)

延長計画改善効果額 合計 A	330
延長期間が2年以下の場合に算入する改善効果額 B	0
普通会計における改善効果額のうち下水道事業会計に算入する額 C	900
A + B + C	1,230
<参考>延長計画補償金免除額(旧資金運用部資金)	1,227

(収入の確保及び経営の効率化に向けた取組について)

- 使用料適正化の考え方 平成26年度に料金を改定を予定しており、料金改定による収入の増額分は、改定前の25年度と比較して3億円増を見込む。
- 民間委託の取組状況 業務従事者を正規職員から嘱託職員や臨時職員へ転換する方法による経費削減と民間業者への業務委託による経費削減を比較検討し推進を進めているところである。
- その他に記入された項目に関する取組等